

平成23年第1回玉名市農業委員会総会議事録

平成23年1月28日（金）午後2時 玉名市福祉センターB会議室
に招集した。

1. 本日の出席委員は、次のとおりである。

1番	寺田 誠一	2番	東 令佐	3番	西川 英文	4番	三原 一男
5番	星野 泉	6番	永田 知博	7番	島村 隆雄	8番	坂本 正治
9番	奥村 隆一	10番	坂西 孝之	11番	嶋田 清人	12番	本田多美子
13番	丸山 近信	14番	田尻 敏夫	15番	西木美津子	16番	河野 征史
19番	田上 一	20番	原口 邦弘	21番	堀本 義寛	22番	小路 修三
23番	木村 勝	24番	吉田 道子	25番	柴原 豊	26番	松下 善伸
27番	杉本 征子	28番	松村 毅一	29番	小澤 一成	30番	中尾 新一
31番	塚本眞由美	32番	田中 正司	33番	岡本 大助	34番	早高 義徳
35番	平野 和昭	36番	藤川 賢一	37番	石本 和成	38番	小田 募

1. 本日の欠席委員は、次のとおりである。

17番 取本 一則 18番 栗田 稔

1. 傍聴者数は、次のとおりである。

0 名

1. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長 古閑 猛 次長 西村 則義 主任 宮田 正文 主任 清田 静香
主任 有働 雄吉

1. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

1 名

議 題

第1号 農地の所有権移転許可申請について（3条許可分）
第2号 農地の賃借権設定許可申請について（3条許可分）
第3号 農地の使用貸借権設定許可申請について（3条許可分）
第4号 農地の転用許可申請について（4条許可分）
第5号 農地の転用許可申請について（5条許可分）
第6号 農用地利用集積計画の決定について
第7号 農業委員会委員選挙人名簿登載申請書確認について

報 告

第1号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条）
第2号 農地の形状変更届について
第3号 許可不要転用届について

1. 開 会

○事務局長（古閑 猛君） 皆さんこんにちは。予定された委員さん全員お揃いですので、ただいまより開会したいと思います。

現在の出席委員は取本委員と栗田委員から欠席の届けが出ております。36名の出席でございますので、玉名市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして会議は成立しております。

2. 会長挨拶

○事務局長（古閑 猛君） ただいまから、平成23年第1回の玉名市農業委員会総会を開会いたします。

まず、寺田会長よりご挨拶をいただきまして、引き続き会議規則第4条により議長をお願いし、進行をしていただきます。

○会長（寺田誠一君） 皆様こんにちは。1カ月遅れのご挨拶になりますけど、もう既に年も明けまして、やがて1カ月経とうとしております。今年もどうぞ皆さん、いろいろとあろうかと思えますけど、よろしくご指導のほどをお願いいたしまして、この会議がスムーズに運営ができますよう皆さん方のご協力、よろしく願いいたしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

なお、年を明けましたところ、今年も皆さん方も既にご承知のように、三十何年ぶりの低温とか、あるいは気候の異変が昨年にも引き続きましていろいろと出ておるようでございまして、つい最近、九州におきましても霧島の山が五十何年ぶりに噴火が行われ、ちょうど私の親戚が都城にあるものですから、夕べ電話いたしましたところ、とにかく目も開けられない状態で、もう大変なことになっておりますというふうな状況のように、日本中が、何か地球が非常に狂ってきているんじゃないかということで心配をしておりますが、今年1年、また我々にとりましては天気を相手にする農業でございますので、何かこの騒ぎも例年のように収まって楽しい農業が続けられるように願っていきたいと思います。

3. 議事録署名委員指名

○議長（寺田誠一君） それでは、ただいまから審議に入りたいと思います。本日の議案は、議第1号より議第7号までの55件と報告19件が提案されております。慎重なるご審議をよろしく願いいたします。

本日の議事録署名委員は、38番小田募委員と3番西川英文委員をお願いいたします。

-----○-----

4. 議 事

○議長（寺田誠一君） それでは、議事に入ります。議第1号、農地法第3条、農地の

所有権移転許可申請について議題といたします。本議案には申請当事者の中に田上委員がいらっしゃいますので、農業委員会等に関する法律第24条及び玉名市農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限が適用されますので、田上委員には退室をお願いいたします。

— 19番 田上委員 退室 —

事務局に説明を求めます。

○事務局長（古閑 猛君） それでは、ご説明を申し上げます。

議第1号、農地の所有権移転許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転許可申請について許可するものとする。

平成23年1月28日、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。

1番、申請物件が片諏訪並びに横田等の田及び畑、計18筆、2万6,618㎡でございます。申請理由が、子への贈与となっております。今回、後継者へ一括贈与して経営を移譲するということです。後継者は会社員でございますけれども、休日には農作業に従事して稼働人員は4名です。

2番、横島町の田1,602㎡を兄へ贈与するものです。譲受人は86歳と高齢ではございますけれども、夫婦二人で稲作を中心に従事をされるということでございます。

3番、天水町の畑4,163㎡です。申請理由が労力不足と規模拡大です。

4番、三ツ川の田2筆、751㎡を経営縮小と規模拡大による売買です。

5番も関連しますけれども、三ツ川の田798㎡の規模拡大をされるそうです。

4番、5番とも譲受人、高齢ではございますけれども、意欲を持って日ごろ2人で米と野菜をつくっておられまして、今後も規模拡大を図りたいということでの申請でございます。

6番、青野の畑1万3,891㎡を子への一括贈与です。今回、専業農家の後継者へ一括贈与をされるものですが、同じく熊本市の物件も同時に申請をされております。

7番、岱明町の畑130㎡を規模拡大ということでの売買です。譲受人は自己所有の農地の間に存在しますこの申請地を譲り受けてブルーベリーを栽培するという計画でございます。今回の取得は持ち分の3分の2の権利でございますけれども、残りの3分の1、これは譲渡人のおじさんが3分の1を持っておられるということで、こちらからの同意も添付してございます。

8番、天水町の田664㎡を相手方の要望と規模拡大による売買です。これは、10ページの5条と関連がございますけれども、県道買収の代替地として提供をされた譲受人が減った分と同程度の面積、664㎡の隣接地を譲り受けるものです。

価格が350となっておりますけれども、県道買収の単価に合わせたということでの申請です。

9番、岱明町の畑2筆で295㎡、労力不足と規模拡大でございますけれども、申請地は以前より譲渡人から管理の依頼をされているという土地の一部でございます。今回、譲渡人の要望で申請地を譲り受け、規模拡大を図るところの申請でございます。

10番、築地の田及び畑、計7筆5,168㎡を親子間での売買でございます。昨年に引き続いての申請でございます。

11番、天水町の畑473㎡と、12番も関連でございますけれども、天水町の畑498㎡、計969㎡ですけれども、労力不足と規模拡大でございます。譲受人は現在経営面積が4,441㎡でございますけれども、今回の取得で5,410㎡ということで、下限面積はクリアいたしております。

13番、天水町の田2筆で2,515㎡の労力不足と規模拡大の申請です。申請人は、現在熊本市の在住でございますけれども、父親が天水町の尾田に居住されていて、申請人に経営の移譲をされております。今回、申請地を譲り受けて規模拡大を図るということで、申請人は高橋稲荷神社の近くに住んでおられますので、通作距離には問題ないものと思われま。

以上、13件をご提案申し上げます。農地法第3条第2項の各号の禁止規定に照らし、申請内容を審査しました。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などみましても問題ないこと。それから、下限面積要件も超えていることから、許可要件のすべてを満たしているものと判断し提案しております。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（寺田誠一君） ただいま、説明が終わりました。受付順に1番より順に担当委員の説明をお願いいたします。1番、お願いいたします。

○11番（嶋田清人君） 1番の譲渡人、譲受人は親子でございます。子への一括贈与ということで、許可相当と判断いたします。以上です。

○議長（寺田誠一君） 次、2番お願いいたします。

○30番（中尾新一君） 譲渡人は兄への贈与ということでございます。譲受人は長男が農業をしておりますので、86歳と高齢であります。専門にしているのは長男でございますので、許可相当と判断いたします。

○議長（寺田誠一君） 次、3番お願いいたします。

○37番（石本和成君） 譲渡人、譲受人は兄弟で、労力不足、規模拡大ということで許可相当と判断いたします。

○議長（寺田誠一君） 次、4番、5番は関連がございますので順にご説明をお願いい

たします。

○16番(河野征史君) 少し年齢的に年取っておられますがまだ健康でございまして、それからまた長女夫婦が休みの日は加勢しておりますので、何も心配いりませんので許可相当と判断いたしました。

○議長(寺田誠一君) 次、6番お願いいたします。

○11番(嶋田清人君) 6番、子への一括贈与ということで許可相当と判断いたします。

○議長(寺田誠一君) 次、7番お願いいたします。

○23番(木村 勝君) 事務局から説明がございましたように、ここにはブルーベリーを作るということで許可相当と思います。

○議長(寺田誠一君) 次、8番お願いいたします。

○34番(早高義徳君) 譲渡人、譲受人、田んぼがすぐそばにありまして、先ほど事務局から説明がありましたとおり、県道買収に伴う代替地でありまして、相手方の要望と規模拡大ということで許可相当と思います。

○議長(寺田誠一君) 次、9番お願いいたします。

○23番(木村 勝君) 譲渡人はまだ56歳と年齢もあまり取っておられませんけれども、熊本市の施設に入っておられるということで、労力不足、譲受人の規模拡大でございまして。許可相当と思います。

○議長(寺田誠一君) 次、10番お願いいたします。

○3番(西川英文君) この案件は、親子の関係でございまして、許可相当と判断いたします。

○議長(寺田誠一君) 次、11番お願いいたします。

○37番(石本和成君) 11、12は関連でございまして、それぞれ労力不足、規模拡大ということで、許可相当と思います。

○議長(寺田誠一君) 11、12の説明が終わりました。

次、13番お願いいたします。

○33番(田中正司君) これもですね、労力不足と規模拡大ということでございまして。許可相当と判断いたします。

○議長(寺田誠一君) はい、ありがとうございました。ただいま担当委員の説明が終わりました。この13件につきまして、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(なしの声)

ほかにご意見ございませんか。

(なしの声)

採決に移ります。農地法第3条農地の所有権移転許可申請について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長(寺田誠一君) ありがとうございます。

農地法第3条農地の所有権移転許可申請について異議はないと認め、議第1号は原案どおり許可することに決定をいたします。

— 19番 田上委員 入室 —

○議長(寺田誠一君) 議第2号、農地法第3条農地の貸借権設定許可申請について、議題といたします。事務局に説明を求めます。

○事務局長(古閑 猛君) 議第2号、農地の貸借権設定許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の貸借権設定許可申請について許可するものとする。平成23年1月28日提出、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。

1番、申請物件が横島町の田6,337㎡、申請理由が労力不足と規模拡大です。契約期間が平成23年2月1日から4年間の契約です。

2番、下の田6,446㎡、経営縮小と規模拡大により平成23年2月1日から5年間の契約です。

3番と4番関連です。下の田3,200㎡と同じく910㎡、経営縮小と規模拡大により平成23年2月1日から5年間の契約です。

5番、滑石の畑444㎡を労力不足と相手方の要望により平成23年2月1日から5年間の契約です。5番につきましては、経営面積が4,648㎡で、今回の申請物件を含めると5,092㎡となりまして、下限面積をクリアします。

6番、横島町の田4,816㎡を労力不足と規模拡大により、平成23年2月1日から4年間の契約です。

7番、伊倉の田500㎡を経営縮小と相手方の要望により、平成23年2月1日から4年間の契約です。

8番、岱明町の田2筆2,386㎡を労力不足と相手方の要望により、平成23年2月1日から5年間の契約です。

9番、岱明町の田4筆、3,348㎡を労力不足と相手方の要望により、平成23年2月1日から5年間の契約です。

以上、9件をご提案申し上げております。農地法第3条第2項各号の禁止規定に照らし、申請内容を審査しました。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題ないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件のすべてを満たしていると判断して提案いたしました。よろしくご審議お願いいたします。

○議長(寺田誠一君) 説明が終わりました。受付番号1番より順に担当委員のご説明をお願いいたします。

1 番、お願いいたします。

○30番（中尾新一君） 譲渡人は、労力不足です。譲受人は規模拡大ということです。

譲受人には後継者がおりますので、許可相当と判断いたします。

○議長（寺田誠一君） はい、次に、2、3、4について関連がございますので、順次説明をお願いいたします。

○13番（丸山近信君） 譲渡人が経営縮小ということ、譲受人は規模拡大ということで、2、3、4で、4番の譲渡人が子どもで転勤になりましたのですが、作る人が80ということで年齢が高いので経営縮小するということで、譲受人が規模拡大ということで変更されております。許可相当と判断します。

○議長（寺田誠一君） 次、5番お願いいたします。

○4番（三原一男君） 労力不足と相手方の要望により許可相当と思います。

○議長（寺田誠一君） 次、6番お願いいたします。

○30番（中尾新一君） 譲渡人が労力不足で、譲受人が規模拡大ということで、許可相当と考えております。

○議長（寺田誠一君） 次、7番お願いいたします。

○10番（坂西孝之君） 二人はいとお互さまでございます、経営縮小と相手方の要望で何ら問題もなく許可相当と思われま。

○議長（寺田誠一君） 次、8番お願いいたします。

○19番（田上 一君） 譲渡人の方から労力不足のために譲受人の方をお願いしたそうです。そして、譲渡人がもう長年お世話になって、立派に作業してもらい大変喜んでおられましたので、何ら心配することはないと思いますので、許可相当と判断いたします。

○議長（寺田誠一君） 次、9番お願いいたします。

○24番（吉田道子君） 譲渡人は福岡の方で労力不足ということで、譲受人の方に貸されます。相手方要望ということですので、何も問題はないと思います。許可相当と認めました。

○議長（寺田誠一君） 説明が終わりました。

この9件について、ご意見、ご質問ございませんか。はい、どうぞ。

○35番（平野和昭君） この中に4件ばかり4年があるですたいね、契約が。市の規模拡大助成金1万円と5,000円は5年間からでしょう。

○事務局長（古閑 猛君） あれは、基盤強化だけです。

○議長（寺田誠一君） 他に何かご意見ございませんか。

（なしの声）

○議長（寺田誠一君） 他にご意見がないようでございますので、採決に移ります。農

地法第3条農地の貸借権設定許可申請について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長(寺田誠一君) はい、ありがとうございました。異議がないものと認め、議第2号は許可することに決定をいたします。

次に、議第3号、農地法第3条農地の使用貸借権設定許可申請について議題といたします。事務局に説明を求めます。

○事務局長(古閑 猛君) 議第3号、農地の使用貸借権設定許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の使用貸借権設定許可申請について許可するものとする。平成23年1月28日提出、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。

1番、滑石の田1,376㎡を農業者年金受給のために平成23年1月28日から10年間再設定をするものです。これにつきましても、経営面積が4,648と下限面積を下回りますけれども、備考欄に書いてありますように、議第2号の貸借権5番で444㎡の先ほど許可決定がされましたけれども、これと合わせると下限面積をクリアいたします。

2番、横島の田7筆、計1万171㎡を農業者年金受給のために平成23年2月1日から10年間再設定をするものです。

以上2件、農地法第3条第2項各号の禁止規定に照らし、申請内容を審査しました結果、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ましても問題ないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件のすべてを満たしていると判断し、提案いたしました。よろしくご審議お願いします。

○議長(寺田誠一君) はい、説明が終わりました。1番からそれぞれ順に説明をお願いいたします。

○4番(三原一男君) ○○さんは経営移譲により、農業者年金受給のための再設定でございます。許可相当と思います。

○議長(寺田誠一君) 次、2番お願いします。

○30番(中尾新一君) 貸し人、借り人も親子関係でございます。農業者年金受給のための再設定で、許可相当と判断いたします。

○議長(寺田誠一君) ありがとうございました。各委員さんの説明が終わりました。この2件につきまして、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

○5番(星野 泉君) 事務局にお尋ねします。この農業者年金受給に経営面積は、この5反以上はなくてはならないんですか。

○事務局長(古閑 猛君) はい。

○5番（星野 泉君） 5反なかもんは農業者年金掛けてももらわれんということですか。

○事務局長（古閑 猛君） 中には、そがん人おんなつとですかね。あのですね、経営移譲する際は、5反なるようにどこからか借りてきて下限面積を満たすよう規模拡大をして下さいという指導などもあったと思います。

○5番（星野 泉君） ばってん5反持たんもんは。

○事務局長（古閑 猛君） 農業を続けながらの老齢年金は受給できますし、新制度の農業者年金は60日農業をしていれば掛けることができ、積み立てた分を将来年金として受給することができます。

○議長（寺田誠一君） よろしゅうございますか。

○5番（星野 泉君） はい。

○議長（寺田誠一君） ほかに何かございませんか。

（なしの声）

ないようでございますので、採決に移りたいと思います。農地法第3条農地の使用貸借権設定許可申請について、提案どおり決定することに異議のない方、挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（寺田誠一君） ありがとうございます。異議はないと認め、議第3号は許可することに決定をいたします。

次に、議第4号、農地法第4条農地の転用許可申請について、事務局に説明を求めます。

○事務局長（古閑 猛君） 議第4号、農地の転用許可申請について。農地法第4条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成23年1月28日提出、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。

1番、申請物件が青野の畑444㎡、転用目的が個人住宅です。申請人、昨年ですか、住宅の火災に遭われて自宅が焼失してしまいましたけれども、この跡地と隣接のこの申請物件を合わせて住宅を建て替えたいということでの申請です。農地区分が中山間地域に存在する農業公共投資の対象になっていない生産性の低い農地ということで、第2種の農地と判断をいたしました。申請地は、農用地区域内でございます。昨年の11月18日に農振協議会で審議され、現在2月22日までの公告縦覧の期間に入っております、2月末にこの4条の許可と農用地除外の決定に間に合うということでございます。

2番、岱明町の畑3筆518㎡、転用目的が貸家及び小屋、物置でございますけれども、貸家2棟と物置が既に建っております。4～50年前に建てたということ

でございます。農地区分としましては、住宅の連たんする地域に隣接する区域内に存在する農地ということで、第2種農地と判断をいたしております。

以上、2件で、申請内容を農地転用許可基準すべての項目ごとに審査しました結果、いずれも不都合ないものと判断しましたので、ご提案しております。さらに地元委員さん同行の上、現地調査を行っておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（寺田誠一君） 説明が終わりました。受付番号順に担当委員にご説明をお願いいたしますけど、その前にこの2件とも始末書が添付されておりますので、1番、2番について、事務局から始末書の朗読をそれぞれお願いいたします。

○事務局（宮田正文君） （1番2番の案件について始末書の朗読）

○議長（寺田誠一君） それでは、受付番号順に、それぞれ説明をお願いいたします。1番、お願いいたします。

○11番（嶋田清人君） 事務局からも説明がございましたように、火災に遭われまして今度住宅を建てるということでございますので、排水の方は合併浄化槽、雨水は既設の側溝にパイプで流すということでございます。進入路とですね、すぐ今までが家の横を道路が通っていましたが狭かったもので、それをちょっと広げて今度家を建てる分がちょっと広がりますので、農地の方にちょっと400㎡ほどかかるということで申請ということでございますので、許可相当と判断いたします。

○議長（寺田誠一君） 次に、2番お願いいたします。

○20番（原口邦弘君） 2番の説明をいたします。

これは、違反物件ですね、貸家として4～50年間使用している物件、また営利を目的とした建築物であり、転用申請、建築申請等の業務を法的に怠っているため、その始末書が提出されていると思いますが、私自身は許可相当とは言いがたく、したがって農業委員会全員での審議をお願いいたします。

以上です。

○議長（寺田誠一君） ありがとうございます。

1番、2番それぞれ説明が終わりました。この2件についてご意見を求めたいと思います。何かご質問、ご異議ございませんか。はい、どうぞ。

○28番（松村毅一君） 1番の件ですが、農用地区域内ですか、これは。農用地区域内ですね。これを2種農地だと事務局の方から言われましたが、これを判断はどがんした判断でしょうか。

○事務局長（古閑 猛君） 1番は、2種農地ということでご説明申し上げました。その2種農地の判断の理由ですけれども、農地区分のこの1種から3種農地までの区分の判断の基準がございませぬけれども、その中にですね、中山間地域に存在する農業

公共投資の対象になっていない、生産性の低い農地は第2種農地ですよという基準があります。それにこの農地は該当するというので2種農地と判断をしました。

○28番（松村毅一君） それは、事務局が判断するわけですか。

○事務局長（古閑 猛君） はい。

○議長（寺田誠一君） はい、ほかにございませんか。

○36番（藤川賢一君） 山とは土手か何か、どがんだ感じですか。

○11番（嶋田清人君） だけん、もう隣は山です。

○36番（藤川賢一君） 山ですね。だけん、こんな判断ばするわけですな。

○11番（嶋田清人君） 山で、そこしかもう道路がなく、行くところはなかつですよ。

その人の区域で、もう道もなかし、片一方は山です。

○36番（藤川賢一君） 山も申請人の山ですか。

○11番（嶋田清人君） 山はよその山です。

○議長（寺田誠一君） ほかに、1番ございませんか。

次、2番について。ご意見、ご質問ございませんか。はい、どうぞ。

○21番（堀本義寛君） 40年も50年も渡ってですよ、営利目的で借家を建てたということですよ、ここに営利が発生しとるわけですよ。にも関わらず課税は全然なされとらんということ。これを転用するから、はい、どうぞとちょっと言い難いんじゃないかな。やっぱり、市の税務課等と話し合っ、行政と話し合っ、許可するか、許可しないかは判断した方がいいと思います。借家目的じゃないならいいです、借家目的で建てられたわけですよ。

○9番（奥村隆一君） ちょっとよかですか。この申請者は何歳ぐらいの方ですか、この方は。この人が、申請者が建てとらるつとですかね、40年も50年も前に。場所はどの辺ですか。上の。

○20番（原口邦弘君） 上の牛舎の近くのところ。

○21番（堀本義寛君） 年間仮に3万円なり5万円に借家だったとしたら、5万円というなら、40年でいくらになるな。

○5番（星野 泉君） 何で今ごろこう出てくるわけですか。何かをするつもりですか。

○事務局長（古閑 猛君） 今回、申請が上がってきたのはですね、次の5条の3番と関連があるとですよ。この後で説明をしますけれども、この譲受人の方がこの4条の2番の借家の中に入っとなすですよ。この人が新しくその隣に家を建てるという5条の3番の申請ばしなはったもんだけん分かったところです。

○21番（堀本義寛君） 例えば家賃5万円にしてもですよ。その40年貸し付けて。40年で2,400万円でしょうが。その2軒ならですよ、いくらですか、4,800万円。一切の税金ば払っとなす、これは問題になるですよ。

- 議長（寺田誠一君） その岱明の時代のことでありますけど、見なし課税かなんかで税金はとっておられるのではないかと思いますけど。その辺は。よく私はわかりませんが、確か税務課もばかじゃないから、その現場に入ってみてですね、現地調査すれば、その本人の申請じゃなくてもちゃんと税金そのものは取ってあるんじゃないかなというふうには私は判断をしております。
- 21番（堀本義寛君） そういうものの確認ができてからでも意見決定していいんじゃないでしょうか。
- 9番（奥村隆一君） それがよかですね。ここだけじゃ受けこなさんもん。
- 事務局（宮田正文君） 先ほどの土地についてですけれども、5条と関連がありましたので、そのときにその相談がっております。それで、そのときに税務課の方と一緒にですね、農業委員会の方も現場の方を確認には行っておるところでございます。
- 9番（奥村隆一君） 確認した結果はどぎゃんな。確認した結果ば言うてもらわんば。
- 事務局（宮田正文君） 税務課の方でも、これから宅地に変えるということで、判断はされておられます。もう一度担当課の方に確認してみたいと思います。
- 議長（寺田誠一君） 会場がざわめいておりますけど、この辺で議決したいと思えます。今の当局なり、あるいはまた地元の委員さんのそれぞれの考え方からいけば、恐らくこの土地については、無断で転用した形で住宅はもう既にできあがっているわけございまして、現状復帰させて、改めさせるのか、それともこのまま認めていくのか、2つになっていくかと思えますけど、どういうふうな取扱いをいたしましょうか。
- 5番（星野 泉君） 税金ば40年間払っとらんけんがどうのこうの言いよられるわけだから、税務課と話し合っ払うってあんならそっでよかつじゃなかですか。
- 21番（堀本義寛君） 例えばですよ、例えばその人の確定申告の40年間ですよ、40年間、要するにその確定代金を納入されるかどうかですたい。
- 議長（寺田誠一君） ですけどね。そうなりますと、今度岱明町役場時代ですね、担当者がそれだけ本来は課税しなきゃいけないことを見過ごしたということになってまいりますとね、その期限が何年まで有効かどうかという問題ですよ。
- 21番（堀本義寛君） 所得税法は7年です。
- 議長（寺田誠一君） あと時効になってしまうじゃないですか。
- 事務局（宮田正文君） 今、税務課の固定資産係等に確認して聞きましたところ、税務課の方もですね、ちょっと把握ができていなかった分もありまして、今回、転用許可申請出ておりますので、今までの税金は遡っては取らないと。ただし、来年度からは宅地課税として徴収するというので決定が出ているそうです。

- 21番（堀本義寛君） じゃ、税法はどうなんですか。税法。問題は税金ですよ。国税だけですね。その人のために、例えばですけど、60万円所得があったとする、家賃が、2棟あるから120万円でしょう。120万円は、ちゃんときちんと所得税の確定申告出しているかどうかですよ。それが入ってなければ、7年間の課税の対象にならんわけです。そこを私は言っているわけです。
- 事務局長（古閑 猛君） 今の家賃収入の所得については、まだ調べが付いておりませんが、それが必要であれば今回保留して、次回以降ということになりますけれども。
- 議長（寺田誠一君） 今、局長が説明しましたような形で、ここでいったん一応保留にして、その辺を整理をして、また次回の委員会にその辺から関係した時点でお諮りをするということにしたいと思います。
- 21番（堀本義寛君） いいですか。例えばですよ、この人が今度の年金をもらっているとするでしょうが。年金をもらっていても不動産所得になるでしょうか。課税の対象になるかどうかですよ。所得がそれだけあればですよ。1人なのか、2人なのかですけどね、と思います。これが別に営利目的じゃなきゃいいと思いますけどね。
- 事務局長（古閑 猛君） この保留、あるいは否決の理由がですね、今度の税金、家賃の収入していたかどうか、収入しておったから保留にという理由にはなりませんので、ほかに保留の理由、がいりますけれども、どういう理由付けになるんでしょうかね。
- 11番（嶋田清人君） この転用の方はですね、早く言えば時効と思うとですね、これ40年前なら。もう、現状に復旧せいかそぎゃんことはできんと思うとですよ。だけん、あとは税務課が来年度から課税すると言いよるでしょう。でも、それしかなかつかな、方法は。来年度から課税するて言いよるけん、ここでもう許可相当でよかつじやなかですかね。税務署の関係でしょう、あとは。もう農業委員会の方は税務関係には関係なかでしょう。農業委員会は。あとは税務課が判断することで。許可相当と私は思いますけど。もう時効じやなかですか、時効。家賃もらいよる、もらいよらんは関係なかと思うとですね。土地ば利用しとつとが、その土地が利用しとる分がもう時効じやないかと私は思うとですよ。
- 議長（寺田誠一君） 元々ここは担当委員はどなたでしたっけ。今日、原口委員は大体どういうふうなお考えをお持ちですか。
- 20番（原口邦弘君） だいたい栗田委員です。今日は休みで私が。
- 議長（寺田誠一君） 栗田委員は、大体どういうふうな考え方を持っておられますか。
- 21番（堀本義寛君） 栗田さんはですね、これは不当だと思っています。これが許

されれば、農業委員なおらんでっちゃんやよかつじゃなかつかいと。

○20番(原口邦弘君) それでですね、今日は全員の判断を願いますということで頼みに来られたです。不幸事があったとですよ。来られんけん、昨日これ聞いたもんですけんね。

○議長(寺田誠一君) 今ですね、事務局とちょっと打ち合わせをいたしましたけれども、税金の滞納でですね、この農地の転用を認めないということの理由にならないと。したがって、最低この方にいわゆるそのペナルティを科すとするならばですね、1カ月間保留して、再度来月の委員会でもたこのことを話し合っとうするかどうかという程度でしかもう解決の策はないんじゃないかということなんです、いかがでしょう。その地元の委員さん。そういうことでいいですか。

○20番(原口邦弘君) そうですね。本人から詳しく内容を聞いて、そしてまた審議をしてみます。

○12番(本田多美子君) すみません、もう1ついいですか。やはり私もですね、やっぱり納得はいかんですよね。これだけ違反ばしとってからというのは、だからもうわかりますよ、結果はわかりますが、その始末書に対して私たち農業委員が、この始末書で納得するとはいきませんというふうなことで保留はできるのですか。あの始末書は、自分はさっき読まれた始末書では、もう自分はわかっとうて、営利目的でこがんしましたって、そがんこと私は聞かれてから、ああ、ならもう期限が過ぎたけん、転用を了解しましょうは、なかなかですね。特に地元の方は、私たちはよそもんだけん、そがん言われんばってん、地元の方々がそれだけ反発していらっしやるので、やはりそれはそこをしっかりと考えて、1カ月後には完全にさせていただきたいとは思いますが。

○議長(寺田誠一君) それか、または来月なら来月に本人をここに呼んで、ある程度その辺のペナルティを科すようなご意見も一応聞かせて、お互いに聞き、あるいは向こうの考え方を聞いてですね、そしてそこで決定するということがいけませんか。そういうことでよろしゅうございますか。来月。大変ですけど、地元委員さんがもう一度ですね、今日の意向をまた先方の方に話をして、十分やっぱり反省をしていただくということで来月の委員会にまた再度掛けるということでいかがでしょうか。

(はいの声)

○議長(寺田誠一君) そういうことでよろしゅうございますか。

(はいの声)

○21番(堀本義寛君) 私も検察審査会におつたたい。今、小沢さんのこぎゃんもめよっでしょう、不当起訴、起訴せいとか言われよつが。あれと同じですよ。もう

農業委員会というのは、そういうことは何もできんのかなと思うとですね。僕は、農業委員会の権限というのは、ただ農地を守るだけじゃなくて、その住宅事業の問題も絡んでくるならですよ、こうやってあった場合はですね、どういうふうにして対処していいのか何かわからんけんですね、そこの勉強の素材じゃなかるうかと思えます。以上です。

○議長（寺田誠一君） はい。それでは、いろいろご意見をたくさん承りましたが、でてきた結論はただいま申し上げたように来月にさらにこの問題を担当委員もご出席の上、もう一度この問題を話し合いをして結論を出すということにして、この件については一応今月は保留にするということにしたいと思います。

この件について、ほかにご意見はございませんか。

（なしの声）

○議長（寺田誠一君） それでは、採決に移ります。農地法第4条農地の転用許可について、1番は許可相当、2番は保留することとして意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（寺田誠一君） はい、ありがとうございます。異議がないと認め、議第4号1番は許可相当と意見決定し、2番は保留することに決定いたします。

引き続きまして、議第5号、農地法第5条農地の転用許可申請について、事務局に説明を求めます。

○事務局長（古閑 猛君） 議第5号、農地の転用許可申請について、農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成23年1月28日提出、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。

1番、申請物件が、天水町の田2筆で663㎡、転用目的が、解体作業場及び解体自動車置場ということでの申請です。これは、昨年5月でしたか、関連した案件が出ましたけれども、北牟田尾田線、通称農免道路で県道1号線につながるやつですけれども、買収によりましての代替地でございます。これも農地区域外としておりますけれども、まだ農用地区内でございます。農地区分としましては、概ね10ha以上の規模の一団の農地内にある農地ということで、第1種農地と判断をしております。第1種農地は原則不許可でございますけれども、申請地は既存の施設の拡張ということで既存の施設面積2分1を超えないものに限る拡張ということで、例外的に許可が可能でございます。申請地は農振農用地区域でございますけれども、これも昨年11月18日の農振協議会で審議されまして、現在2月22日までの公告縦覧の期間中でございます。

2番、岱明町の田405㎡に個人住宅の建設です。申請人は義理の父親と娘婿と

いう関係でございます。これも農地区分は1番と同じでございます、1種農地と判断しております。申請地にかかる土地の周辺地域において接続するもので、日常生活に必要な施設でございます、集落に接続して設置されるものという判断で、例外的に許可が可能でございます。これも公告縦覧中の物件です。

3番、岱明町の畑426㎡に個人住宅の建設です。これ、先ほど4条の2番の物件のすぐ隣接地でございます。これも農地区分が4条の1番と同じく住宅連たんする区域に近接する農地ということで第2種農地と判断をしております。

以上、3件のご提案を申し上げます。申請内容、農地転用許可基準、すべての項目ごとに審査しました結果、いずれも不都合なものだと判断し、ご提案させていただきます。さらに地元委員同道の上、現地調査を行っておりますので、よろしくご審議をお願いします。

○議長（寺田誠一君） はい、説明が終わりました。受付番号1番より順に関係委員の説明をお願いいたします。

1番、お願いいたします。

○34番（早高義徳君） 譲受人は先ほど事務局から説明がありましたとおり農免道路の買収にかかりまして、その代替地として譲渡人の農地を663㎡、解体作業及び解体の自動車置場とするものであります。先ほど3条の8号の近隣地でもございませけれども、許可相当じゃないかなと思います。

○議長（寺田誠一君） 次、2番お願いします。

○2番（東 令佐君） 申請人は、現在長洲町の借家に住んでおられますが、現在の住居が子どもの成長とともに手狭になったために、妻の両親が住んでおられる隣接地に自己専用住宅の建築を計画されました。近くは、もう既に家が建ち並んでおる土地でございます。給水は、井戸を掘って給水するというところでございます。排水は、公共の下水道へ放流する。雨水は取水桝を使って側溝に流す。被害防除対策については、仮囲いを設けて隣接地に被害を与えないように注意して施工するという事です。許可相当と判断します。

○議長（寺田誠一君） 次、3番お願いします。

○20番（原口邦弘君） これはさっきの2番に関連をいたします。借家住まいで隣接しておる土地をですね、購入してこの個人住宅を建設されるわけです。給水は上水道です。雨水は側溝に流す。生活雑排水は合併浄化槽を設置いたします。この件につきましては、許可相当と認めます。

○議長（寺田誠一君） はい、ありがとうございました。ただいま1、2、3それぞれ説明が終わりました。この3件につきまして、ほかにご質問、ご意見ございませんか。はい、どうぞ。

○36番（藤川賢一君） 1番ですけれども、解体作業場の道路の、あそこすぐ裏になるわけですか。

○34番（早高義徳君） そうです。

○36番（藤川賢一君） 離れとるわけじゃない。

○34番（早高義徳君） 離れとるわけじゃない。すぐ裏に。

○36番（藤川賢一君） すぐ裏にですか。これを許可をすれば、もうすぐできるわけですか、あそこの道は。今、際まできとっでしょ。

○34番（早高義徳君） これが通ればすぐできる。

○36番（藤川賢一君） 今年、年内に。

○34番（早高義徳君） いえ、それはできないようです。予算的に、工事の予算的な面でもう少しかかるというような状況と聞きました。

○36番（藤川賢一君） はい、わかりました。

○議長（寺田誠一君） ほかにございませんか。

（なしの声）

○議長（寺田誠一君） それでは、採決をお伺いします。農地法第5条農地の転用許可申請について、原案どおり許可相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（寺田誠一君） ありがとうございます。異議はないと認め、議第5号は許可相当と意見することに決定をいたしました。

次に、議第6号、農用地利用集積計画の決定について議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（古閑 猛君） 議第6号、農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、平成22年度農用地利用集積計画案による利用権の設定等について、次のとおり意見決定するものとする。平成23年1月28日提出、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。

別紙の14ページから16ページまでの25件の集積でありまして、玉名市長より意見を求められております。16ページの集計表をお願いいたします。所有権移転が1件、利用権設定が24件、合計の25件、1万4,373㎡の集積でございます。

（事務局より別紙調査書を個々に説明）

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考え、ご提案申し上げました。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（寺田誠一君） はい、ただいま事務局からの説明が終わりました。この件につ

いて、ご意見、ご質問ございませんか。はい、どうぞ。

○14番(田尻敏夫君) 7番のですね、現耕地面積と合わせても2,426にしかならいけど、こういうのは問題ないとですかね。

○事務局長(古閑 猛君) 今のお尋ねで下限面積、50aの下限面積に達していないというお話でございましたけれども、確かにここでは達していませんけれども、基盤強化法が農地法とはまた別でございます、基盤強化法では下限面積はございません。50a以下でも基本構想に合致しており認められれば可能でございます。利用権設定に関わる分につきましては、すべて認定農業者ですので、この辺、恐らく専業農家だと思います。そしてこれは現耕地面積は玉名市分だけだそうです、書いてあるとが。玉東の方に5町ぐらい作っておられるそうです。

○議長(寺田誠一君) ほかにご質問ございませんか。

(なしの声)

ないようでございますので、採決に移ります。農用地利用集積計画の決定について、原案どおり意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長(寺田誠一君) ありがとうございます。異議はないものと認め、議第6号は意見決定することに決定をいたします。

つづきまして、議第7号、農業委員会委員選挙人名簿登載申請書確認についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。

○事務局長(古閑 猛君) 議第7号、農業委員会委員選挙人名簿登録申請書確認について。別紙農業委員会委員選挙人名簿登載申請書を確認するものとする。平成23年1月28日提出、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。

会議が始まります前にご確認をいただきました選挙人名簿の申請書でございます。農業委員会等に関する法律施行令第3条の2項の規定によりまして、1月31日までに市の選挙管理委員会に意見を付けて提出をしなければならないという規定がございますので、確認をしていただいたところです。よろしく申し上げます。

○議長(寺田誠一君) 事務局から説明が終わりました。この件について、ほかにご意見、ご質問ございませんか。はい、どうぞ。

○28番(松村毅一君) 実際作っとなるその面積ですたいね、これと農業委員会の認定面積が私知った人で1町位違うですもんね、それはどういう事ですか。

○事務局長(古閑 猛君) 申請書を見られた。

○28番(松村毅一君) はい、そうです。

○事務局長(古閑 猛君) で違ったわけでしょう。申請書はですね、あくまでも申請ですので自己申告で書いてきておられます。もし申請書の面積と農家台帳の面積が

差があつて台帳の面積が少なかった、申請の方が多かったときには、台帳の面積を書いております、少ない方ば。今、松村委員がおっしゃったように、ほかにまだあつて面積が多かということでしょう。

○28番（松村毅一君） この農業委員会にかかるとるわけですよ。そして米は収穫してあります。

○事務局長（古閑 猛君） あくまでも本人さんの申請ですので、それだけしか作つたらんという判断の。

○28番（松村毅一君） 多くつくつたのを書いてあるわけですね。

○事務局長（古閑 猛君） 逆に多い。

○28番（松村毅一君） 農業委員会の認定面積が少なかわけです。

○事務局長（古閑 猛君） ああ、だから先ほど言いましたように、赤字で書いとつとは台帳の面積等を書いております。だから、恐らく逆でほかのところば作つとなつとかなという感じ。

○28番（松村毅一君） 農業委員会にかかつたつですよ。この委員会にかかつた。

○事務局長（古閑 猛君） それはいつごろですか。

○28番（松村毅一君） もう、米は収穫してあつたわけですけんね。

○事務局長（古閑 猛君） じゃですね、これはあとで終わってから個別に調べます。

○議長（寺田誠一君） ほかにございませんか。ほかにご質問もないようでございますので、採決に移ります。農業委員会委員の選挙人名簿登載申請書確認について、原案のとおり確認することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（賛成者 挙手）

○議長（寺田誠一君） 異議ないと認め、議第7号は確認することに決定いたしました。

5. 報告

○議長（寺田誠一君） 次に、報告第1号より3号まで提案されておりますので、事務局に説明を求めます。

○事務局長（古閑 猛君） 報告第1号、農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理したので報告します。平成23年1月28日提出、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。

22ページまでの17件の解約を受理しております。

報告第2号、農地の形状変更届け出について。下記農地の形状変更届けがありましたので報告します。平成23年1月28日提出、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。1件の届け出が出ております。田んぼを盛り土して、40cmの盛り土をして畑として利用するという届け出でございます。

報告第3号、許可不要転用届について。下記のとおり許可不要転用届を受理したので報告します。平成23年1月28日提出、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。1件の届け出を受理しております。横島の方に携帯電話の整備基地局を建設する旨の届出です。該当規定につきましては、農地施行規則第53条第1項第14号の適用で許可不要ということになっております。

以上、報告を終わります。

○議長（寺田誠一君） ただいま報告がございました。この件について、ほかにご質問ございませんか。

（なしの声）

質問ないようでございますので、本日予定しておりました議案審議は原案のとおり終了し会議を閉じたいと思います。

-----○-----

6. 閉 会

○議長（寺田誠一君） 慎重なる審議、誠にありがとうございました。これを持ちまして、農業委員会総会を閉会いたします。

-----○-----

閉 会 午後3時10分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

平成23年1月28日

玉名市農業委員会会長 寺田 誠一

農 業 委 員 小田 募

農 業 委 員 西川 英文